

西原村景観条例に基づく届出制度【景観形成地域】

届出が必要な地域	届出対象行為の種類	届出の必要な規模等の範囲の概要	届出書（様式）	添付図面			
				種類	明示すべき事項	備考	
【景観形成地域】	①建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・床面積が 10 ㎡を超える建築物 ・高さ 1.5mを超える　さく、塀、擁壁 ・高さ 5mを超える記念塔、電波塔、物見塔、太陽光発電施設、煙突、高架水槽 ・高さ 10mを超える柱（鉄筋コンクリート造り、金属製、合成樹脂製） ・高さが 5m超えかつ築造面積が 10 ㎡超える工作物（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設）	景観形成地域における行為（変更）届出書（様式第 1 号）	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置		
				配置及び緑化計画図(おおむね縮尺100分の1以上のもの)	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積		
				立面図(おおむね縮尺50分の1以上のもの)	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。	
				現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。	
	・熊本空港周辺景観形成区域	②木竹の伐採	・伐採面積が 500 平方メートルを超えるか、または、高さ 10mを超える木竹の伐採（ただし、林業等を営むため、または、木竹の保育のために通常行う行為等を除く）	景観形成地域における行為（変更）届出書（様式第 1 号）	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
					伐採計画図(おおむね縮尺1,000分の1以上のもの)	方位 伐採区域 付近の土地利用の現況 伐採する木竹の種類、面積及び高さ 隣接する道路の位置及び幅員	
					土地利用計画図(おおむね縮尺1,000分の1以上のもの)	方位 行為後の土地利用計画	
					現況写真	撮影位置及び方向を伐採計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

届出が必要な地域	届出対象行為の種類	届出の必要な規模等の範囲の概要	届出書（様式）	添付図面		
				種類	明示すべき事項	備考
【景観形成地域】 ・熊本空港周辺景観形成区域	③屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・90日を超えて、高さ1.5mを超えるか、または、水平投影面積が100㎡を超えて蓄積するもの（ただし、建築物の存する敷地内で行う行為にあっては、高さ1.5mを超えて堆積するもの）	景観形成地域における行為（変更）届出書（様式第1号）	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
				配置図（おおむね縮尺500分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 物件の堆積の位置、面積及び高さ 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地との高低差 付近の土地利用の現況	
				現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
	④鉱物の掘採又は土石の採取 ⑤土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。）	・面積が500㎡を超えるか、または、高さ1.5mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの（但し、宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て、干拓以外で農林漁業を営むため行う行為は除く）	景観形成地域における行為（変更）届出書（様式第1号）	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
				現況図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 行為の区域 隣接する道路の位置及び幅員 縦横断面図の方向	
				計画図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地の形状及び寸法 行為後の地形及び地盤高 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 行為後の土地利用計画及び緑化計画 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
				縦横断面図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図とする。
				構造物等の詳細図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）		のり面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図とする。
				現況写真	撮影位置及び方向を現況図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

届出が必要な地域	届出対象行為の種類	届出の必要な規模等の範囲の概要	届出書（様式）	添付図面		
				種類	明示すべき事項	備考
【景観形成地域】 ・熊本空港周辺景観形成区域	⑥屋外における自動販売装置の設置	屋外への自動販売装置の設置。	景観形成地域における行為（変更）届出書（様式第1号）	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
				配置図（おおむね縮尺300分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 自動販売装置の設置位置及び寸法 敷地内の既存建築物等の種類及び位置 隣接する道路の位置及び幅員	
				現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
				カタログ等		自動販売装置の外観、色彩等が分かるものとする。
	⑦広告物の設置又は外観の変更	・表示面積が1㎡を超えるもの（ただし、県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものや、のぼり等で掲出期間が90日以内のもの等を除く。）	景観形成地域における行為（変更）届出書（様式第1号）	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
				配置図（おおむね縮尺300分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 広告物の設置位置及び既存の建築物等又は広告物の位置 隣接する道路の位置及び幅員	
				広告物計画図（おおむね縮尺50分の1以上のもので、着色したもの）	広告物の形状、図柄、構造及び寸法 広告物の設置状況	
				現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

※建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物（塀を除く）及び規則で定める工作物をいう。

※行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。

西原村景観条例に基づく届出制度【特定施設届出地区】

届出が必要な地域	届出対象行為の種類	届出の必要な規模等の範囲の概要	届書（様式）	図面		
				種類	明示すべき事項	備考
本村地区指定なし	①特定施設及び附帯施設（広告塔及び広告板を除く。）の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・床面積が10㎡を超える建築物 ・高さ1.5mを超える　さく、塀、擁壁 ・高さ5mを超える煙突、高架水槽、電波塔等の工作物等	特定施設届出地区における行為（変更）届出書（様式第2号）	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
				配置及び緑化計画図(おおむね縮尺100の1以上のもの)	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
				立面図(おおむね縮尺50分の1以上のもの)	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。
				現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
	②広告塔及び広告板の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・表示面積が1mを超える広告物（ただし、県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く）	特定施設届出地区における行為（変更）届出書（様式第2号）	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
				配置図(おおむね縮尺100分の1以上のもの)	方位 敷地の形状及び寸法 広告塔及び広告板の位置 既存の建築物等又は広告物の位置 隣接する道路の位置及び幅員	
				広告物計画図(おおむね縮尺50分の1以上のもので、着色したもの)	広告塔及び広告板の形状、図柄、構造及び寸法 広告塔及び広告板の設置状況	
				現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

※特定施設とは、パチンコ店、まあじゃん屋、ゲームセンター、ガソリンスタンド、飲食店、スーパー、物販店、物品貸付業、ホテル、旅館、モーテル、広告塔、広告板、カラオケボックス、屋上広告等

※行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。

西原村景観条例に基づく届出制度【大規模規模行為】

届出が必要な地域	届出対象行為の種類	行為の種類	届書（様式）	図面			
				種類	明示すべき事項	備考	
西原村全域	①建築物、工作物、さく及び塀の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	(建築物) ・高さが13mを超えるもの ・建築面積が1,000㎡を超えるもの (工作物) ・高さが13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物については、20m）を超えるもの ・工作物の敷地面積が1,000㎡を超えるもの ※県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く (さく、塀) ・高さが2mを超え、かつ、長さが50mを超えるもの	大規模行為に係る行為（変更）届出書（様式第3号）	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置		
				配置及び緑化計画図(おおむね縮尺100分の1以上のもの)	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積		
				立面図(おおむね縮尺50分の1以上のもの)	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。	
				現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。	
	※ただし、景観形成地域及び特定施設届出地区を除く	②鉱物の掘採又は土石の採取及び土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。）	(鉱物の掘採又は土砂の採取) ・地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの ・高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの (土地の区画形質の変更) ・変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるか、または高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの（但し、宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て、干拓以外で農林漁業を営むため行う行為は除く）	大規模行為に係る行為（変更）届出書（様式第3号）	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
					現況図(おおむね縮尺1,000分の1以上のもの)	方位 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 行為の区域 隣接する道路の位置及び幅員 縦横断面図の方向	
					計画図(おおむね縮尺1,000分の1以上のもの)	方位 行為地の形状及び寸法 行為後の地形及び地盤高 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 行為後の土地利用計画及び緑化計画 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
					縦横断面図(おおむね縮尺100分の1以上のもの)		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図とする。
					構造物等の詳細図(おおむね縮尺100分の1以上のもの)		のり面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図とする。
					現況写真	撮影位置及び方向を現況図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

※行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。